

議案第17号

芽室町乳幼児等医療費の助成に関する条例中一部改正の件

芽室町乳幼児等医療費の助成に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成24年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芽室町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年芽室町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

説 明

児童福祉法の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、本町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等</p> <p>(3) 一略一</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、本町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）し、医療の給付を受けている乳幼児等</p> <p>(3) 一略一</p>